

# 令和6年度第3期明日香村子ども・子育て支援事業計画策定 のための調査・分析業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨・目的

第3期の明日香村子ども・子育て支援事業計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間における明日香村の幼児期の教育、保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期を定め、幼児期の教育、保育事業等に関する村民のニーズに応じていく体制づくりを進めることを目的とし、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として策定することを予定している。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本計画の改定など、日々更新される子ども・子育て支援に関する国や県の政策及び関連法を踏まえながら、村の人口動態などにも注視し、中・長期的な視点に立脚する必要がある。

上記内容を踏まえて、計画策定に必要なニーズ調査、必要となる資料の作成、子ども子育て会議等を実施し、第3期 明日香村子ども・子育て支援事業計画策定に必要な調査、分析を行うものとする。

また、将来に向けて村内の保育及び教育の一貫した体制及び持続可能で村にとって効果的なサービス供給体制について、必要な調査、分析を併せて行うものとする。

## 2. 業務の概要

### (1) 業務名

令和6年度 第404号 明日香村明日香村子ども・子育て支援事業計画策定のための調査・分析業務

### (2) 業務期間

契約締結の日の翌日から令和7年3月31日まで

### (3) 業務内容

第3期明日香村子ども・子育て支援事業計画策定に必要な調査、分析を行うものとする。

- ① 子ども・子育て支援に関する調査
- ② 子どもの生活に関する実態調査
- ③ 子ども・若者育成支援に関する意識調査

また、将来に向けて村内の保育及び教育の一貫した体制のあり方について、検討する必要な調査、分析を併せて行うものとする。

- ・現状の分析と課題の整理
- ・ニーズ調査票の作成・印刷・郵送、回収後の集計・分析・報告書作成
- ・需要量の推計・目標量の設定
- ・明日香村子ども・子育て会議等の企画運営支援と参加及び専門的見地からの説明（会議

の開催数3回程度)

- ・打合せ協議
- ・パブリックコメントの実施支援等
- ・第3期 明日香村子ども・子育て支援事業計画の策定

(4) 予算額

金4,999,500円(消費税及び地方消費税相当額含む)を上限とする。  
支払いは、業務の完了を確認したうえで、一括して支払う。

### 3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て中、または再生手続中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て中、または更生手続中でないこと。
- (4) 令和6年度明日香村入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (5) 明日香村建設工事等請負契約に係る入札参加資格停止措置要綱による指名停止中でないこと。
- (6) 国や地方公共団体等において、計画策定に関する業務の実績を有していること。

### 4. 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書及び提案書を指定期限までに提出すること。

### 5. 実施要領等の交付期間等

(1) 交付期間

令和6年4月22日(月)から令和6年5月8日(水)まで  
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所

明日香村役場 健康づくり課  
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

(3) 交付書類

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 業務仕様書
- ③ 参加申込書(様式1)
- ④ 資格調書(様式2)
- ⑤ 質問票(様式3)
- ⑥ 提案書(様式4～様式6)

※ 上記の交付資料は、明日香村のホームページ(<http://www.asukamura.jp>)からもダウンロードすること。

## 6. 参加申込書の提出

### (1) 提出期間

令和6年4月22日(月)から令和6年5月8日(水)まで  
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

### (2) 提出場所

明日香村役場 健康づくり課  
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

### (3) 提出書類

- ① 参加申込書(様式1)
- ② 資格調書(様式2)

※ 会社概要、国や地方公共団体等における業務の受託実績を詳細に記入すること。

### (4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。尚、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和6年5月8日(水)午後5時までに到着したものに限り受け付けする。

### (5) 備考

提出された参加申込書等の内容、参加資格条件について審査し、不適格な場合は、非選定の通知を行う。

## 7. 質疑及び回答

### (1) 受付期間

令和6年5月14日(火)  
(ただし、午前9時から午後5時まで)

### (2) 質問方法

質問票(様式3)に質問内容を記入し、下記のファックス番号あて送信すること。  
尚、電話、口頭での質問は受け付けない。

ファックス番号 0744-54-5551 (明日香村役場 健康づくり課あて)

### (3) 回答

上記の受付日に受理した質問は、参加申込書の提出があった全ての者に、令和6年5月17日(金)にファックスで回答する。

## 8. 提案書の提出

### (1) 提出期間

令和6年5月22日(水)から令和6年5月29日(水)まで  
(ただし、土・日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時まで)

### (2) 提出場所

明日香村役場 健康づくり課  
〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

### (3) 提出書類

- ① 提案書表紙（様式4）
- ② 業務実施体制及び実績（様式5）
  - 1 本業務の担当者の経歴、保有資格及び手持業務の状況など詳細な実績を含む。
  - 2 国や地方公共団体等において、子ども・子育て支援事業計画策定のための調査・分析業務の受託実績の業務名や内容、契約金などを含む。
- ③ 提案書（様式6）
  - 1 第3期 明日香村子ども・子育て支援事業計画策定のために下記の調査内容とその分析業務を検討する手法について、具体的に提案ください。
    - ・子ども・子育て支援に関する調査
    - ・子どもの生活に関する実態調査
    - ・子ども・若者育成支援に関する意識調査
  - 2 将来に向けて村内の保育及び教育の一貫した体制のあり方について、検討する必要な調査、分析する手法について、具体的に提案ください。
  - 3 会議などの運営・支援業務について、庁内会議や有識者会議、パブリックコメントなど、定期的にディスカッションを行い現実可能な計画策定に向けて、共有理解を促進する手法について、具体的に提案ください。
- ④ 見積書（任意様式）

#### （4）提出方法

持参又は郵送により提出とする。尚、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和6年5月29日（水）午後5時までに到着したものに限り受け付けする。

#### （5）提出部数

正本1部、副本10部を提出すること。

#### （6）その他

- ① 用紙の規格は、A4・左綴じとし、文字の大きさは11ポイント以上とすること。
- ② 提案書表紙（様式4）を1ページとし、各ページに通し番号を付けること。
- ③ 提案書表紙（様式4）には、代表者の押印をすること。
- ④ 辞退する者は、速やかに提案辞退届（任意様式）を提出すること。

## 9 ヒアリング

提案者に提案内容の説明及び質疑を求めためヒアリングを実施する。

#### （1）日時及び場所

令和6年6月10日（月）予定（詳細は別途通知する。）

#### （2）留意事項

- ① 時間は1提案者あたり15分（提案者からの説明10分、質疑応答5分）程度とする。
- ② ヒアリングにかかる費用は提案者の負担とする。
- ③ ヒアリングの参加者は3名以内とし、当該業務担当予定者の参加を必須とする。
- ④ 欠席をした場合は、提案書の審査、評価及び選定から除外する。

## 10 審査結果

別紙の「審査項目及び審査基準」に基づき審査を行い、最高得点を得た者を契約候補者に特定する。尚、最高得点を得た者が2者以上ある場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定し、見積金額が同額の場合はくじにより契約候補者を特定する。

審査結果は、ヒアリング後、概ね7日以内に文書により提案者あて通知する。

## 11 契約の不締結

契約候補者の特定後、契約候補者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- ① 契約候補者の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあっては、その者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 契約候補者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 契約候補者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- ⑦ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑥に該当する場合を除く。）において、明日香村が明日香村との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

## 12 契約の解除

契約締結後、契約者について11の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を村に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認めるときは、契約を解除する。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければならない。尚、11中「契約候補者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとする。

### 13 その他

- (1) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (2) 提案書等及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本プロポーザルに参加する費用は、全て参加者の負担とする。
- (4) 提出されたすべての書類は、返却しないものとする。
- (5) 提出されたすべての書類は、明日香村情報公開条例に基づき、情報公開の対象文書(個人情報等は非公開)となる。
- (6) 提案書等に虚偽の記載をした場合や見積額が予算額を超えている場合は失格とする。
- (7) 提案書等の受理後の差し替え、追加・削除・訂正は、原則として認めない。
- (8) 提案書の提出者が1者であった場合は、審査基準による得点が60点以上で、委員会が認めたものを契約の相手方として特定することがある。
- (9) その他、定めのない事項については、地方自治法及びその他関係法令等に従うものとする。

### 14 スケジュール

実施内容	実施期間又は期日
実施要領等の交付	令和6年4月22日(月)～令和6年5月8日(水)
参加申込書の提出	令和6年4月22日(月)～令和6年5月8日(水)
質問票の提出	令和6年5月14日(火)
回答日	令和6年5月17日(金)
提案書の提出	令和6年5月22日(水)～令和6年5月29日(水)
ヒアリング	令和6年6月10日(月) 予定
審査結果の通知	令和6年6月中旬予定
契約の締結	令和6年6月下旬予定